

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

息子が大麻容疑で 逮捕されてしまいました



私は長年アパレル関係の会社を
経営していて、不況にもかかわらず、
順調にやっています。専業
主婦の妻とは夫婦仲も良く、娘
と息子に恵まれました。

娘は大学で知り合った男性と
結婚をして一女が生まれ、息子は
一浪しましたが大学に入り、現
在、大学三年生です。いずれは
私の会社に入らせ、できれば跡
を継がせたいと考えていたところ
でした。

ところが、です。まさに青天
の霹靂なのですが、息子が大麻
取締法違反容疑で警察に逮捕さ
れてしまったのです。なんでも友
達のマンションにいたときに、警察
の一斉手入れが入って、その場に

いた者がみな逮捕されてしまった
というのです。

息子は自分はやっていない、巻
き込まれただけだと言い、私も

妻も息子の言葉を信じてはいま
すが、こんなことは初めてで、私
も妻も一体どうすればよいのか分
かりません。



とにかくすぐに弁護士に依頼
しましょう。

大麻取締法違反容疑で逮捕さ
れたということです。大麻の
場合は覚せい剤などと違って、
使用そのものを処罰する規定は
ないのです。ですから容疑とし
ては大麻を所持していたか、譲
り受けたか譲り渡したかのどち
らかで、そのどちらであるかがと
ても重要です。

もし逮捕時に実際に手に持つ
ていたり身につけていたりすれば、
よほど少量でない限りは所持罪
として起訴されると思います。
昨今当局は薬物事犯にはきわめ
て厳しく対処しているので、初犯
でも起訴猶予(不起訴)にするこ
とはあまりないからです。

反対に、容疑事実が誰かから
大麻を譲り受けたか誰かに譲り
渡したかだとすれば、立証はそ
の相手の供述次第なので、あるい
は証拠不十分として不起訴にな
るかもしれません。ただ、まも
なく御自宅にも警察が搜索差押
え令状を持つてくるはずで、自
宅で大麻が見つければ、これま
たよほど少量でない限り(つまり

一回の吸引にも満たない量でない
限り)所持罪が別に成立してし
まいます。

いずれにしてもすぐに弁護士
に留置場に行ってもらい息子さ
んから事情を詳しく聞いてもら
いましょう。薬物事犯で共犯関
係多数なので、すぐに接見禁止
処分がつき、弁護士しか会えな
くなります。

息子さんの身柄の拘束期間は、
逮捕後48時間以内で送検されて、
10日間の勾留がつき、そのまま
警察の留置場にいます。そのあ
と恐らくは10日間勾留が延長さ
れると思われる。

起訴された後は保釈金を払っ
て保釈を認めてもらうことが可
能になります。これは出頭確保
の担保金で、判決が出れば戻っ
てきます。初犯なので執行猶予
はつきますが、問題は大学の退
学処分を恐らくは免れないであ
ろうこと。加えて、前科がつく
ことでまっとうな就職口が難し
くなるであろうということです。

今はそんな状況ではないでしよ
うが、親御さんとして今後大事
なことは、こうした交友関係に

陥ってしまった息子さんの問題
に正面から向き合わないといけな
いということです。一見恵まれ
た環境にあるはずの息子さんで
すが、心のどこかにぽっかり隙
間があつて、彼らといることで癒
されるのではないか。息子さんの
生き甲斐は何で、人生で何がや
りたくて、どんな趣味を持つて
いるのか。この事件をきっかけに、
その根本の問題にきちんと対処
しなければいずれまたそうした
交友関係に戻っていき、再犯と
なる確率は極めて高いと思われ
ます。

大麻や覚せい剤、麻薬(ヘロイン
やコカイン)など薬物の再犯率が
一般にきわめて高い理由は、彼ら
が身体ばかりか精神的に薬物に
依存してしまうからです。生き
ていると誰しもストレスを抱えま
すが、その解消法を趣味や家族
関係ではなく、薬物やそれに関
わる人間関係で紛らわせようと
することが薬物依存の大きな理
由になっています。

この事件がひとまず終われば、
ぜひ息子さんと胸襟を開いて話
し合ってください。

弁護士に依頼して事実関係を明らかに。
息子さんと話し合っ、問題解決を。

